

丸亀市市民福祉医療費助成条例

(平成 17 年 3 月 22 日条例第 111 号)

改正 平成 17 年 6 月 23 日条例第 189 号 平成 19 年 3 月 26 日条例第 11 号
平成 20 年 3 月 26 日条例第 15 号 平成 20 年 6 月 19 日条例第 30 号
平成 21 年 3 月 25 日条例第 9 号 平成 23 年 6 月 21 日条例第 22 号
平成 24 年 3 月 23 日条例第 9 号 平成 25 年 12 月 20 日条例第 41 号

丸亀市市民福祉医療費助成条例

(目的)

第 1 条 この条例は、こども、心身障害者及びひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、こどもの健やかな育成と心身障害者及びひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、もってその生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(受給資格)

第 2 条 この条例の規定により医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、本市の区域内に住所を有する次の各号の医療費の区分ごとに、当該各号に該当する者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けている者を除く。)であって、第 4 条第 1 号から第 6 号までに規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定により医療に関する給付を受けることができるものとする。この場合において、医療費の受給資格は、重複しないものとし、重複する場合の順位は、次に掲げる順位とする。

(1) こども医療費

出生の日から満 15 歳に達する日の以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者。ただし、満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日以降において、次号及び第 3 号に該当するものを除く。

(2) 心身障害者医療費

次のア又はイのいずれかに該当する者であって、当該ア又はイに規定する身体障害者手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けた時の年齢が 65 歳未満であるもの

ア

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち障害程度の等級が 1 級から 4 級までの者又は療育手帳実施要領(香川県要領昭和 49 年 4 月 1 日施行。以下「要領」という。)に規定する障害の確認のうち、㊸以上の障害により要領第 2 項第 1 号に規定する療育手帳の交付を受けた者

イ 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定に基づき交付を受けた戦傷病者手帳に恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表ノ 2(恩給法の一部を改正する法律(昭和 28 年法律第 155 号)による改正前の恩給法別表第 1 号表ノ 4 中第七項症を含む。)並びに別表第 1 号表ノ 3 のうち第一款症及び第二款症に該当する者として記載されている者

(3) ひとり親家庭等医療費

次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者

イ ア及びエに掲げる者が現に扶養している児童

ウ 父母のない児童

エ 配偶者のない男子で現に児童を扶養している者

オ 20 歳以上の婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者が現に児童を扶養している場合であってア及びエに掲げる者に準ずると市長が認める者

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、心身障害者医療費の助成は行わない。

(1) 受給資格者の前年の所得(1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)第 20 条に規定する政令で定める額を超える場合

(2) 受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条に規定する政令で定める額以上の場合

3 この条例において「児童」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者、20 歳未満で児童扶養手当法施行令(昭和 36 年 12 月 7 日政令第 405 号)別表第一に規定する障害に該当する者又は 20 歳未満で次の各号のいずれかに該当する学校に在学している者をいう。

(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する高等学校(同法第 53 条に規定する定時制の課程、同法第 54 条に規定する通信制の課程並びに同法第 58 条に規定する専攻科及び別科を除く。)

(2) 学校教育法第 1 条に規定する中等教育学校の後期課程(同法第 70 条第 1 項において準用する同法第 53 条に規定する定時制の課程、同法第 54 条に規定する通信制の課程並びに同法第 58 条に規定する専攻科及び別科を除く。)

(3) 学校教育法第 1 条に規定する高等専門学校(第 4 学年以上の学年を除く。)

(4) 学校教育法第 1 条に規定する特別支援学校の高等部

(5) 学校教育法第 124 条に規定する専修学校の高等課程
(資格の認定)

第 3 条 助成の受給資格の認定は、前条に規定する者又はその保護者の申請に基づいて、市長が行う。

(助成の範囲)

第 4 条 市長は、前条の規定により認定された者(以下「対象者」という。)が次に掲げる法律の規定により負担した医療費の額から付加給付等を控除した額を助成する。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
- (6) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

(助成期間)

第 5 条 対象者が、前条の規定によって助成を受けることができる期間は、市長が定めるところによる。

(医療証)

第 6 条 市長は、対象者に対し別に定めるところにより助成を受ける資格を証する医療証を交付する。

(1) 第 2 条に規定する受給権者のうち二以上の医療証の交付を受けることになる者に対しては、市長が指定するいずれかの医療証を交付するものとする。

(2) 対象者は、病院、診療所又は薬局その他の者(以下「医療機関等」という。)から診療、薬剤の支給又は手当を受けるとき、医療機関等に医療証を提示するものとする。

(助成の方法)

第 7 条 医療費の助成は、助成する額を医療機関等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が医療機関等に助成する額を支払った場合その他特別の理由があると認める場合においては、市長は、当該対象者に助成する額を支払うことにより助成を行うことができる。

3 市長は、こども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成において、医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第 8 条 この条例の規定による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第 9 条 市長は、第 2 条各号に規定する者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その者が受けるべき同条に規定する医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した同条に規定する医療費のうち、これに相当する金額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第 10 条 偽りその他不正の行為によって、この条例の規定による助成を受けた者があるときは、市長はその者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、丸亀市市民福祉医療費助成条例(昭和 49 年丸亀市条例第 12 号)、綾歌町乳幼児医療費助成に関する条例(平成 6 年綾歌町条例第 16 号)、綾歌町重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成 6 年綾歌町条例第 17 号)、綾歌町母子家庭等医療費支給に関する条例(平成 6 年綾歌町条例第 18 号)、飯山町重度心身障害者等医療費支給に関する条例(昭和 49 年飯山町条例第 8 号)、飯山町母子家庭等医療費支給に関する条例(昭和 51 年飯山町条例第 8 号)又は飯山町乳幼児医療費助成に関する条例

(平成 6 年飯山町条例第 24 号)(以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、
手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前に受けた診療に係る医療費の助成については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 17 年 6 月 23 日条例第 189 号)

- 1 この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に受けた診療に係る母子医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日条例第 11 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に受けた医療に係る心身障害者医療費の助成については、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日条例第 15 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(丸亀市市民福祉医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第 1 条の規定による改正前の丸亀市市民福祉医療費助成条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の丸亀市市民福祉医療費助成条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 20 年 6 月 19 日条例第 30 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 2 条及び第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用する。

- 3 この条例の施行の日前において、改正前の第2条の規定により受給資格者となった者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月25日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る乳幼児医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成23年6月21日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第1項第3号及び第8条を削る改正規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療の給付分から適用し、施行日前に受けた医療の給付分については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月23日条例第9号)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の丸亀市市民福祉医療費助成条例の規定は、平成24年4月1日以後の医療に係る医療費について適用する。

附 則(平成25年12月20日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療の給付分から適用し、施行日前に受けた医療の給付分については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の第7条第3項中「ひとり親家庭等医療費」は、平成26年8月診療分より適用する。

丸亀市市民福祉医療費助成条例施行規則

(平成 17 年 3 月 22 日規則第 57 号)

改正 平成 20 年 3 月 26 日規則第 17 号 平成 23 年 6 月 21 日規則第 49 号
平成 24 年 1 月 19 日規則第 2 号 平成 24 年 7 月 12 日規則第 47 号
平成 25 年 12 月 20 日規則第 37 号 平成 27 年 12 月 24 日規則第 47 号
平成 28 年 3 月 29 日規則第 51 号 平成 28 年 6 月 21 日規則第 86 号
平成 28 年 9 月 26 日規則第 91 号

丸亀市市民福祉医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、丸亀市市民福祉医療費助成条例(平成 17 年条例第 111 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(助成の適用)

第 2 条 条例第 2 条に定める資格を有するに至った者の助成の適用期日は、申請した日の属する月の初日とする。ただし、正当な理由により申請が遅れた場合にあっては、市長が認めた日とする。

(対象者)

第 3 条 条例第 6 条に規定する医療証の交付を受けようとする者は、丸亀市市民福祉医療証交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 医療証の交付を受けようとする者に係る条例第 4 条各号に規定する各法律の保険証等の写し

(2) 医療証の交付を受けようとする者に係る条例第 4 条各号に規定する各法律の被保険者等の所得及び課税状況を証明する書類

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ認否を決定し、丸亀市市民福祉医療証(様式第 2 号)を交付する。

(医療証の有効期間等)

第 4 条 医療証の有効期間の始期は、条例第 2 条の規定(以下「資格要件」という。)に該当するに至った日からとする。

2 医療証の有効期限は、毎年 7 月 31 日までとし、8 月 1 日に更新する。ただし、こども医療費については、条例第 2 条第 1 項第 1 号に定める受給資格を有する期間とする。

3 前 2 項に規定する有効期間内に、対象者が資格要件に該当しなくなったときは、前項の規定にかかわらず、資格要件に該当しなくなった日を有効期限とする。

(医療証の返還)

第5条 条例第3条の規定により認定され、医療証の交付を受けた者(以下「対象者」という。)は、その資格を喪失したとき、又は医療証の有効期間が満了したときは、当該医療証を直ちに医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第6条 対象者は、医療証を破損し、汚損又は紛失したときは、丸亀市市民福祉医療証再交付申請書(様式第3号)により市長に医療証の再交付を申請しなければならない。

2 医療証を破損又は汚損したときの前項の申請には、同項の申請書にその医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、紛失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(届出)

第7条 条例第3条の規定により認定された者は、健康保険の種類、氏名又は住所を変更したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(助成申請及び医療費請求)

第8条 条例第7条第1項の規定により助成される医療費を請求しようとする医療機関等は、様式第4号に定める請求書により市長に請求しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による医療費の助成を受けようとする者は、丸亀市市民福祉医療費助成申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。ただし、丸亀市と契約した医療機関等から様式第6号に定める報告書の提出があったときは、この申請があったものとみなす。

3 前項の場合において、国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による高額療養費又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額医療費の支給を受けることができる者は、その旨を市長に申し出なければならない。

4 第2項の規定による助成申請には、丸亀市市民福祉医療証を提示しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、丸亀市市民福祉医療費助成条例施行規則(昭和 49 年丸亀市規則第 3 号)、綾歌町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(平成 6 年綾歌町規則第 16 号)、綾歌町重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則(平成 6 年綾歌町規則第 17 号)、綾歌町母子家庭等に係る条例施行規則(平成 6 年綾歌町規則第 18 号)、飯山町重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則(昭和 49 年飯山町規則第 2 号)、飯山町母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則(昭和 51 年飯山町規則第 3 号)又は飯山町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(平成 6 年飯山町規則第 17 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日規則第 17 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 21 日規則第 49 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に使用している様式については、当分の間、必要部分を修正してこれを使用することができる。

附 則(平成 24 年 1 月 19 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 12 日規則第 47 号)

この規則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行し、改正後の丸亀市市民福祉医療費助成条例施行規則の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 12 月 20 日規則第 37 号)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 12 月 24 日規則第 47 号)

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日規則第 51 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 21 日規則第 86 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 26 日規則第 91 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

丸亀市市民福祉医療証交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 3 条関係)

丸亀市市民福祉医療証

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

丸亀市市民福祉医療証再交付申請書

丸亀市市民福祉医療証再交付申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

(こども医療費／心身障害者医療費／ひとり親家庭等医療費)助成費請求書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

丸亀市市民福祉医療費助成申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

報告書

[別紙参照]

様式第1号 (3条関係)

丸亀市市民福祉医療証交付申請書

丸亀市長宛

年 月 日

申請者 住所 丸亀市 町

(保護者) 氏名 印

電話 ー


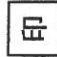
下記のとおり丸亀市市民福祉医療証の交付を申請します。つきましては、下記の所得状況を調査することに同意します。

医療の種類 〔該当医療の数字を ○で囲んで下さい〕	1. こども医療		2. 心身障害者医療				
	3. ひとり親家庭等医療						
受診者	氏名						
	住所	丸亀市 町		個人番号			
	生年月日	年	月	日生	保護者との 続柄		
加入保険 (別紙のとおり)	保険の種類	全国健康保険協会・組合・船・共・国保・国組					
	被保険者証 の記号番号	記号	番号	付加給付	有・無		
	被保険者名	(年 月 日生)					
	保険者番号		個人番号				
	保険者名	<input type="checkbox"/> 全国健康保険協会 支部 <input type="checkbox"/> 丸亀市 <input type="checkbox"/> その他(
医療費振込希望 金融機関	銀行	支店 出張所	口座名義 (カタカナで記入)				
	香川県農協	支店	口座番号				
心身障害者(児)	障害種類	視・聴・音 肢・内・知		1 Ⓐ	2 A	3 Ⓑ	4
所得 状 況	氏名	個人番号	所得額	控除額	対象額	(老保) 扶養数	
	受診者					()	
	扶養義務者(続柄)					()	
						()	

【届出_根拠規定】37_香川県丸亀市_1.1
【届出_根拠規定】37_香川県丸亀市_1.2
【届出_根拠規定】37_香川県丸亀市_1.3

課	非	県	市
---	---	---	---

様式第2号 (第3条関係)

		有効期間	年	月	日から	年	月	日まで
		負担者番号						
受給者		住所						
氏名								
生年月日		年	月	日				
発行機関名 及び印		香川県 丸亀市長 						
交付年月日								

◎受診の際、この証を保険証に添え必ず提示すること。
 ◎提示のない場合は、医療費の助成ができません。

様方
様

表 面

医療費の助成について

右記のほか、次のような場合は医療費の助成ができません。

- ・交通事故等により、第三者から賠償として医療費が支払われる場合
- ・入院時食事療養費標準負担額
- ・高額療養費の限度額（下記参照）を超過した場合

高額療養費 限度額表

医療費として助成できる額は次のとおりです。（ただし、高齢受給者、後期高齢者の場合は各所得区分に応じた限度額までの助成となります。）

残りの額は加入している医療保険に申請してください。

世帯区分	高額限度額	4回目以降
上位所得	150,000+（総医療費－500,000円）×1%	83,400円
課税	80,100円+（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
非課税	35,400円	24,600円

注意事項

1. この証は、本人以外は使用できません。
2. この証を紛失または損傷したときは、再交付を受けてください
3. 生活保護を受けるようになったとき、または転出したとき、有効期限が切れたときは、この証を使用することができず返納してください。
4. 保険適用外のもの（健康相談、健康診断、予防接種、容器代、初診時特定療養費など）は助成の対象となりません。
5. 現在加入している保険者（国民健康保険、協会健保、その他の保険）から他の保険者にかわった場合または保険証の記号番号が変更になった場合は、ただちに届け出てください。（後期高齢者は除く）
6. 治療用器具が保険適用になる場合、助成対象となる場合があります。

様式第3号(第6条関係)

丸亀市市民福祉医療証再交付申請書

年 月 日

丸亀市長 宛

申請者 住所 丸亀市 町

氏名 印

TEL -

下記のとおり丸亀市市民福祉医療証の再交付を申請します。

医療の種類	1. こども医療 2. 心身障害者医療 3. ひとり親家庭等	
受給者	医療証番号	
	氏名	
	住所	丸亀市 町
	生年月日	年 月 日
再交付申請の理由	1. 紛失 2. 破損 3. その他()	

様式第4号 (第8条関係)

年 月 日

4 こども医療費
 5 心身障害者医療費
 6 ひとり親家庭等医療費

月診療分 助成費請求書

請求額 円

上記のとおり請求いたしますので下記口座に振り込んでください。
 丸亀市長 宛

医療機関等の所在地
 名称及び開設者氏名 ①
 振込先 銀行 支店 口座番号

内 訳 書

行 番 号	保 険 区 分	氏 名	医 療 証 番 号	入 院 外 来	診 療 報 酬 点 数	他 法 負 担 点 数	高 額 療 養 費 (付 加 給 付 額)	市 負 担 額		入 院 開 始 日 年 月 日
								診 療 報 酬 に 係 る 負 担 額	入 院 時 食 事 日 数 入 院 時 食 事 療 養 費	
1	国・社			入・外	点	点	円	円	日	・
2	国・社			入・外						日
3	国・社			入・外						日
4	国・社			入・外						日
5	国・社			入・外						日
6	国・社			入・外						日
7	国・社			入・外						日
8	国・社			入・外						日
9	国・社			入・外						日
10	国・社			入・外						日
11	国・社			入・外						日
12	国・社			入・外						日
13	国・社			入・外						日
14	国・社			入・外						日
15	国・社			入・外						日
合 計								①	②	

(注) 1 診療月・診療科目ごとに集計すること。
 2 請求額(市負担額①+②)は各診療科目を合計し、最初のページのみ記入すること。

(枚のうち 枚)

丸亀市市民福祉医療費助成申請書

丸亀市長 宛

年 月 日

医療の種類	4 こども医療			5 心身障害者医療			6 ひとり親家庭等医療		
受診者	医療証番号								
	住所	丸亀市 町			丁目 番 号			番 地	
	氏名	(年 月 日生)							
申請者氏名	印								

下記のとおり本人負担額を支払いましたので、助成金の申請をします。

記

診療報酬による本人負担額

《医療機関等記入欄》

保険の種類

国保 {一般・退職・組合(本人・扶養)}

(年 月分)

社保 {政(日)・組・船・共(本人・扶養)}

区 分	入 院					入 院 外				
診療報酬点数					点					点
他法負担点数					点					点
保険者負担点数(高額療養費除く)					点					点
診療報酬にかかる負担額(本人負担額)	円					円				
入院開始年月日	年 月 日									
本月の入院継続日数	日									

証明年月日 年 月 日

所在地及び名称・問い合わせ先等

医療機関コード

TEL () - 印

本人負担額 A	高額療養費 B	附加給付額 C	助成決定額 E E = A - (B + C)

こども医療の場合だけ記入してください。

支払希望金融機関	金融機関名(金融機関コード)	支店名(店番)	口座番号	名義人(カタカナで記入)
	() 銀行 金庫 農協	() 支店 出張所		

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

月診療分

報告書

丸亀市長 あて

医療機関等の所在地
 名称及び開設者氏名

印

下記のとおり保険診療を行ったので報告します。

行 番 号	保 険 区 分	氏 名	医 療 証 番 号	入 院 外 来	診 療 報 酬 点 数	他 法 負 担 点 数	高 額 医 療 費	本 人 負 担 額		入 院 開 始 年 月 日 本 月 の 入 院 日 数
								診 療 報 酬 に か か る 負 担 額 又 は 一 部 負 担 金	食 事 日 数 食 事 療 養 費	
1	国・社			入・外				円	日	・
2	国・社			入・外				円	日	・
3	国・社			入・外				円	日	・
4	国・社			入・外				円	日	・
5	国・社			入・外				円	日	・
6	国・社			入・外				円	日	・
7	国・社			入・外				円	日	・
8	国・社			入・外				円	日	・
9	国・社			入・外				円	日	・
10	国・社			入・外				円	日	・
11	国・社			入・外				円	日	・
12	国・社			入・外				円	日	・
13	国・社			入・外				円	日	・
14	国・社			入・外				円	日	・
15	国・社			入・外				円	日	・
合 計										

(注) 診療月・診療科目ごとに集計すること。

(枚のうち 枚)